

## 令和 8 年度結核予防事業費補助金について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく定期の健康診断（結核に限る。）については、同法第 60 条第 1 項及び結核予防事業費補助金交付規程（昭和 43 年 6 月 28 日愛媛県告示第 593 号）により、補助を行っています。

令和 8 年度において補助金の交付を受けようとする場合は、下記のとおり交付申請書を提出してください。

### 記

#### 1 補助金対象者

- (1) 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が 1 年以上）にあつては、入学年度の学生又は生徒のみ。
- (2) 施設にあつては、65 歳に達する日の属する年度以降の入所者のみ。

#### 2 基準単価 別添 1 のとおり

#### 3 提出物

- (1) 結核予防事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 結核予防事業費補助金所要額調書（様式第 1 号 別紙 1）
- (3) 結核予防事業費実施計画書（様式第 1 号 別紙 2）
- (4) 歳入歳出予算書抄本
- (5) 結核予防事業実施計画者一覧表
- (6) 口座振込依頼書
- (7) 債権者登録（変更）票（必要な場合のみ）

#### 4 提出部数 各 2 部

#### 5 提出期限 令和 8 年 10 月 16 日（金）まで

#### 6 注意事項 別添 2 のとおり

#### 7 提出先 所在地を管轄する保健所へ提出してください。

提出先	住 所	管轄市町
四国中央保健所保健課	四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号	四国中央市
西条保健所健康増進課	西条市喜多川 796 番地 1	新居浜市、西条市
今治保健所健康増進課	今治市旭町 1 丁目 4 番 9 号	今治市、上島町
中予保健所健康増進課	松山市北持田町 132 番地	東温市、伊予市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜保健所健康増進課	八幡浜市北浜 1 丁目 3 番 37 号	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所健康増進課	宇和島市天神町 7 番 1 号	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

※ 所在地が松山市の場合は、松山市保健所にお問い合わせください。